

## 平成29年における交通安全運動の推進方針

平成28年の交通安全運動は、道、道教委、道警察、市町村をはじめ関係機関・団体等が緊密に連携し、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」を重点とした通年運動や4期40日の期別運動、交通安全の日等の運動、特別対策などを推進して、道民の交通安全意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、道内では、依然として、死者の半数以上を高齢者が占めるとともに、高齢歩行者被害の事故や飲酒運転による事故が多発するなど、交通事故により未だに多くの尊い命が失われている状況にある。

平成29年の交通安全運動においては、北海道の交通事故の発生状況を踏まえ、「交通安全運動の重点」を軸として、期別運動、交通安全の日等の運動、特別対策等の交通安全運動を展開し、「交通事故のない安全で安心な社会」を目指すものである。

### 1 交通安全運動の目的

交通安全運動は、道民一人ひとりに交通安全思想を普及し、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう習慣づけ、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 交通安全運動の年間スローガン

「ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～」

### 3 交通安全運動の進め方

交通安全運動の実施に当たっては、道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は、緊密に連携し、世代や職種等に応じた運動内容の充実に努め、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するために「人優先」の交通安全思想に基づいた、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

また、交通安全教育に関する指針等を活用し、道民自らが安全な交通行動を実践できるように、危険予測や危険回避等の効果が期待される参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、交通安全運動に参加する若い世代の交通ボランティアを含めた後継者の育成にも配慮する。

#### 関係機関・団体等

(公社)北海道交通安全推進委員会、(一財)北海道交通安全協会、(一社)北海道安全運転管理者協会、北海道交通安全指導員連絡協議会、北海道地域交通安全活動推進委員連絡協議会、北海道交通安全母の会などの交通安全関係団体の他、報道機関、運輸・経済等の各業界団体、PTA、青少年団体、老人クラブ等

- (1) 「交通安全運動の重点」は、年間を通じて、広く道民が参加する交通安全運動として、北海道の交通事故の状況を踏まえ、地域・職域が中心となって、それぞれの特性に応じて取り組むものとし、子供から高齢者まで幅広い年齢層が参加するイベント等を活用するなど、場所や方法に工夫を凝らしながら、広く道民に交通安全を呼びかけるとともに、次の2点に配慮して積極的に推進する。

#### ア 民間団体等の活動の促進

道、道教委、道警察、市町村は、関係機関・団体等と連携し、地域・職域における民間団体等の自主的な交通安全活動を促進する。

#### イ 交通安全情報の発信活動の推進

道、道教委、道警察、市町村は、家庭、学校、企業、団体等の日常における交通安全意識の向上に役立つ交通安全情報について、報道機関への提供はもちろんのこと、国、道、市町村、教育機関の広報媒体や防災無線、街頭放送をはじめインターネット等を利用して地域の隅々にまで行き渡るように効果的な発信活動を推進する。

- (2) 期別運動は、全国運動の春・秋の交通安全運動と北海道の交通事故の発生状況を踏まえ、北海道が独自で実施する夏・冬の交通安全運動の4期40日の期間を設定して実施する運動であり、別途作成する各期の「交通安全運動北海道実施要綱」に基づき、「交通安全運動の重点」及び期別運動の重点等を市町村、関係機関・団体等が相互に連携して推進する。
- (3) 交通安全の日等の運動は、それぞれの日の趣旨に基づいて実施する運動であり、主に地域・職域において民間団体等と連携して推進する。
- (4) 特別対策は、交通死亡事故等が多発又は多発が懸念される時期に、特別に期間を設定して実施する緊急の対策であり、地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報・啓発活動や街頭啓発等を実施する。

### 4 運動の内容

#### (1) 交通安全運動の重点

##### ア 高齢者事故防止

- (ア) 高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及に向けた取組を推進する。
  - (イ) 歩行者・障害物を早期に発見して、危険を回避するため、夜間、対向車等がない場合は、ハイビームが基本であることを周知するための取組を推進する。
  - (ロ) 歩行者・自転車利用者等に対する夜光反射材の貼付活動や視認効果体験等の夜光反射材の普及促進と高齢者宅等への訪問活動、高齢者の日常活動におけるひと声アドバイス等の交通安全指導を推進する。
  - (ハ) 高齢者が、個々の身体機能を自覚した安全な交通行動を実践するよう交通安全教育等を推進する。
  - (ニ) 自動車等の運転免許証の返納者への支援に関する情報の提供を推進する。

##### イ 飲酒運転根絶

- (ア) 飲食店や酒類販売店、歓楽街といった飲酒関連業界や駐車場等と連携したハンドルキーパー運動や街頭啓発及び広報啓発活動を推進する。
  - (イ) 交通安全指導員や地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアや安全運転管理者等と連携した飲酒疑似体験による飲酒運転の危険性の認識向上、就業前における飲酒状態の点検等の普及を図る。

##### ウ スピードダウン

- (ア) 速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、ドライビングシミュレータ等を活用した交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進する。
  - (イ) 安全速度の励行運動（エコドライブ運動）の啓発活動を推進する。

##### エ シートベルト全席着用

- (ア) 非着用の危険性の認識向上と、後部座席を含む全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るとともに、地域・職域における着用率向上に向けた取組を促進する。
  - (イ) 事事故例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。

##### オ 自転車安全利用

- (ア) 自転車は「車両」であるということの周知を図る。
  - (イ) 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの遵守と交通マナー向上に向けた交通安全教育や啓発活動を推進する。

- 自転車安全利用五則
- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ②車道は左側を通行
  - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ④安全ルールを守る
    - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - 夜間はライトを点灯
    - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - ⑤子供はヘルメットを着用

(ウ) あらゆる機会を通じて、自転車の点検及び整備に基づくTSマークや損害賠償責任保険の必要性についての広報啓発活動を推進する。

#### カ 居眠り運転防止

- (ア) 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を推進する。
- (イ) 道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場を休憩場所に提供する「居眠り運転防止協力店」の取組を推進する。

#### キ デイ・ライト

デイ・ライト（昼間点灯）運動は、昼間にライト（車両の前照灯等）を点灯することで、ドライバー自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、他の運転者、歩行者等に交通安全を呼びかけるものであり、広くデイライト運動を奨励する。

### (2) 期別運動

#### ア 運動の視点

- (ア) 春の全国交通安全運動（4月6日～15日）
  - 新入学・新学期を迎える子供や活動期に入る自転車利用者へのルールの遵守とマナーの向上を図るための広報啓発活動を展開する。
- (イ) 夏の交通安全運動（7月11日～20日）
  - 夏休みを利用した観光や夏型レジャー等の戸外活動の活発化に伴い、長距離運転等による居眠り運転事故の防止、自動二輪車等による事故防止、飲酒運転根絶を図るための広報啓発活動を展開する。
- (ウ) 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
  - 日没の早まりとともに夕暮れ時から夜間にかけて多発する高齢者を中心とした歩行中・自転車乗用中の事故防止等を図るための広報啓発活動を展開する。
- (エ) 冬の交通安全運動（11月11日～20日）
  - 凍結路面によるスリップを伴う事故防止や年末に向けて増加する飲酒運転の根絶を図るための広報啓発活動を展開する。

#### イ 推進会議の開催

全国運動と連動した「春」、「秋」の期別運動を効果的に推進するため、必要に応じ関係機関・団体等が一堂に会した推進会議を開催し、全国交通安全運動の趣旨の周知を図るとともに、各機関・団体の交通安全運動の取組みを促進する。

#### ウ 全道統一行動日～セーフティコール～

期別運動の期間中に、多くの道民の自主的な参加と運動の一層の活性化を図るため、原則、運動の初日（休日の場合は最初の平日）を「全道統一行動日」として設定し、道内全域を対象とした地域ぐるみの一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施する。

#### エ 期間中の主な取組

期別の運動推進の視点を踏まえつつ、次に掲げる事項について、季節や地域の状況に応じて、「交通安全運動の重点」の取組と連動して実施する。

- (ア) 街頭啓発や住民集会等の啓発活動  
市町村、関係機関・団体等が連携して、多くの住民参加による繁華街、幹線道路等における街頭啓発活動や総決起集会等の住民集会の開催による啓発活動を実施する。
- (イ) 子供の交通安全指導  
児童・幼児等に対しては、交通ルール・マナーと危険回避行動の習得を図るために、通園・通学路における街頭指導や自転車教室のほか、親子等で参加する自転車シミュレータやシートベルトコンビンサー体験等の交通安全教室等を実施する。
- (ウ) 高齢者の交通安全指導  
高齢歩行者・自転車利用者等に対しては、ひと声アドバイス、夜光反射材の貼付活動、街頭啓発や訪問活動を通じた交通安全指導等を実施する。  
高齢運転者に対しては、高齢運転者標識の表示促進や交通事故の状況、安全運転のポイントを周知することなどの啓発活動を実施する。  
また、ドライバーには高齢歩行者等が道路を横断するときは減速徐行するなど、その行動特性を理解した運転を心がけるよう啓発活動を実施する。
- (エ) 飲酒運転根絶の啓発活動  
飲酒運転根絶の気運を向上させるため、飲酒関連業界等と連携した歓楽街等における街頭啓発や飲食店訪問活動を実施するとともに、飲酒体験ゴーグルなどを活用した交通安全教育を実施する。
- (オ) スピードの出し過ぎ防止の啓発活動  
雪解けや行楽期の到来に伴う、郊外部での速度の出し過ぎによる危険性の認識向上や住宅部等での減速についての啓発活動を実施する。
- (カ) シートベルト・チャイルドシート着用指導  
全席シートベルトの着用と年齢に適合したチャイルドシートの使用についての啓発指導を実施するとともに、シートベルト・チャイルドシートの着用率の調査を実施し、その結果を広報する。
- (キ) 自動二輪車事故防止の啓発活動  
自動二輪車の関係団体等と連携し、自動二輪車運転者を対象に安全運転等に関する啓発活動を実施するとともに、危険回避等の運転技能向上のための交通安全講習会等への参加を促進する。
- (ク) 自転車の安全利用の啓発・指導  
自転車利用者を対象とした街頭指導、自転車シミュレータや交通事故の恐ろしさを体感させる教育手法（スケアード・ストレイト方式）を取り入れた参加・体験・実践型の自転車教室等を通じた基本的な交通ルールの周知、高齢者・障がい者等の通行の安全確保のための啓発活動を実施する。  
特に、小・中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎として、学校や地域と連携し、自転車の安全利用に関する指導を強化する。
- (ケ) 事故多発地域における夕暮れ時等のパトライト作戦  
交通安全意識の高揚を図るため、市街地交差点や幹線道路等の郊外部において、夕暮れ時等に赤色回転灯（パトライト）点灯による啓発活動を実施する。
- (コ) 居眠り運転防止の啓発活動  
行楽期や輸送繁忙期において、注意喚起のチラシを配布するなどの啓発活動を実施する。

(ガ) 凍結路面等のスリップ事故防止の啓発活動

交差点、急カーブ、下り坂、わだち等におけるスリップ事故防止のため、スタッドレスタイヤへの早めの交換の促進、冬道の安全運転のポイントの指導等の啓発活動を実施する。

(3) 交通安全の日等の運動

ア 飲酒運転根絶の日（7月13日）

北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、道民の飲酒運転根絶の気運を高めるための啓発活動や広報活動を実施する。

イ 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）

交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた啓発活動を実施する。

ウ 道民交通安全の日（毎月15日）

道民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全活動の一斉日として、セーフティコールの活動に準じた啓発活動を実施する。

エ 自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日）

自転車の安全利用と自転車事故の防止を図るため、自転車利用者を対象に、街頭指導や啓発活動を実施するとともに、自転車教室等による参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

オ その他の交通安全の日

無事故の日（6月25日）、バイクの日（8月19日）、その他地域独自の交通安全の日等については、それぞれの日の実施趣旨を踏まえて、地域・職域の実情に応じた各種啓発活動を実施する。

(4) 特別対策

ア 道や総合振興局・振興局は、交通死亡事故の多発により発表基準に達した場合には、速やかに「交通死亡事故多発警報」を発表するとともに、関係機関・団体等による対策会議を開催するなど、地域住民等への注意喚起を図る緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等の交通安全運動を実施する。

また、特に交通死亡事故の多発が懸念される時期（期別運動の実施時期を除く）に、必要に応じて、地域住民等に対する、緊急かつ効果的な広報、啓発及び街頭指導等を実施することで、交通死亡事故の抑止を図る。

イ 道や総合振興局・振興局は、飲酒運転の発生状況に鑑み、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認める時、「緊急対策期間」を設定するとともに、特別の措置を講ずるべき「重点対策地域」を指定して、道警察、市町村その他関係機関と連携協力しながら飲酒運転を根絶するための取組を推進することで、飲酒運転の防止を図る。